

公的年金からの特別徴収制度のよくある質問について

質問	特別徴収対象者となる基準は？
回答	公的年金に係る住民税の納税義務者のうち、4月1日現在において国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払を受けている65歳以上の方が対象です。
質問	公的年金からの特別徴収を本人の意志で選択制にできますか？
回答	本人の意志による選択は認められておりません。 地方税法第321条の7の2の規定により、「公的年金等所得に係る個人住民税については、年金から特別徴収の方法により徴収する。」とされており、次に掲げる場合を除き、原則として公的年金を受給している全ての納税義務者が特別徴収されます。 ・公的年金の年額が18万円未満の方 ・介護保険の特別徴収対象被保険者でない方 ・特別徴収税額が公的年金の年額を超える方 ・1月1日以後引き続き安堵町に住所を有しない方（転出・死亡等） ・特別徴収によることが著しく困難であると町長が認めた場合
質問	特別徴収の対象となる年金の種類は？
回答	対象となる年金は次のとおりです。 国民年金法による老齢基礎年金（同法附則第9条の3第1項による老齢年金を含む。以下同じ。） 昭和60年国民年金等改正法第1条の規定による改正前の国民年金法（以下「旧国民年金法」という）による老齢年金及び通算老齢年金 昭和60年国民年金等改正法第3条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「旧厚生年金保険法」という）による老齢年金、通算老齢年金及び特例老齢年金 昭和60年共済法等改正法第1条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法並びに昭和60年国家共済法等改正法第2条の規定による改正前の国家公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法（以下「旧国家共済法等」という）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金 昭和60年地共済法等改正法第1条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（以下「旧地共済法」という）並びに昭和60年地共済法等改正法第2条の規定による改正前の地方公務員共済組合法等の長期給付等に関する施行法（以下「旧地共済法等」という）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金 昭和60年私学共済法等改正法第1条の規定による改正前の私立学校教職員共済組合法（以下「旧私学共済法」という）による退職年金、減額退職年金及び通算退職年金 昭和60年国民年金等改正法第5条の規定による改正前の船員保険法（以下「旧船員保険法」という）。以下同じ）による老齢年金及び通算老齢年金 移行農林年金（平成13年厚生農林統合法附則第16条第6項に規定する移行農林年金をいう）のうち退職年金、減額退職年金及び通算退職年金
質問	特別徴収の対象となる年金を2つ以上受給している場合はどうなりますか？
回答	対象となる年金には、優先順位が決められており、順位の高い年金から住民税が天引きされます。優先順位は次のとおりです。 - 国民年金法による老齢基礎年金 - 旧国民年金法による老齢年金または通算老齢年金 - 旧厚生年金保険法による老齢年金、通算老齢年金または特例老齢年金 - 旧船員保険法による老齢年金または通算老齢年金 - 旧国共済法等による退職年金、減額退職年金または通算退職年金 - 移行農林年金退職年金、減額退職年金または通算退職年金 - 旧私学共済法による退職年金、減額退職年金または通算退職年金 - 旧地共済法等による退職年金、減額退職年金または通算退職年金 なお、障害年金や遺族年金は、課税の対象とされていないことから、特別徴収の対象とはなりません。
質問	年度途中で住民税額に変更があった場合にはどうなるの？
回答	年度途中で住民税額に変更があった場合、年金からの特別徴収は中止となり、年金から天引きされた税額を除いたものが全て普通徴収（町が発行する納付書もしくは口座振替）に切り替わります。なお、この場合、翌年度10月の年金支給分から特別徴収が再開されます。

質問	年度途中で介護保険料の金額が変更され、年金からの特別徴収が普通徴収に切り替わった場合は？
回答	介護保険料の特別徴収の対象でなくなった場合は、住民税でも普通徴収に切り替わります。
質問	公的年金等以外の所得(給与所得、事業所得、不動産所得など)はどのように徴収するの？
回答	原則として、公的年金等以外の所得に係る住民税については年金からの特別徴収は行われず、普通徴収で納付となります。 今まで住民税が給与天引きされていた方は、制度改正以後は給与に係る住民税は給与から、年金に係る住民税は年金から天引きされることになります。この場合、住民税個人均等割額4,500円は、給与から天引きされるようになります。
質問	介護保険料と住民税で特別徴収される年金がことなる場合はありますか？
回答	介護保険料と住民税は、同一の年金から特別徴収を行うため、特別徴収される年金が異なることはありません。
質問	介護保険料と国民健康保険税(または後期高齢者医療保険料)の合計額が、年金額の2分の1を超える場合、国民健康保険税(または後期高齢者医療保険料)については、公的年金からの特別徴収は行われませんが、住民税はどうなりますか？
回答	介護保険料と国民健康保険税(または後期高齢者医療保険料)の合計額が、年金額の2分の1を超える場合、国民健康保険税(または後期高齢者医療保険料)については、特別徴収が行われず、介護保険料のみが特別徴収されることになります。このとき、所得税と介護保険料を差し引いた年金残額が住民税より大きい場合には住民税の特別徴収の対象となります。